

第 6 次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準に対する 県民意見の募集結果の概要について

総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行うに当たり、平成 19 年 2 月 1 日から 3 月 1 日まで県民の皆様から意見を募集しましたが、その結果及び意見に対する対応は次のとおりです。

1 各中間取りまとめの周知方法

- (1) 県政記者クラブへの記者発表（資料配付）により閲覧方法を公表
- (2) 愛知県ホームページに掲載（2 月 1 日から 3 月 1 日）
- (3) 愛知県水地盤環境課、各県民生活プラザでの閲覧

2 意見募集の結果

意見の提出方法	提出件数	提出意見数
郵 送	1	3
ファクシミリ	0	0
電子メール	1	1
計	2	4

注：意見数は延べ数

3 意見の概要及び対応等

(1) 総量削減計画関係

番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	削減目標量達成のための方途	農薬の使いすぎなど具体的に農家を指導し、よくないものは販売禁止をする。	この計画では、(3)その他の汚濁発生源に係る対策にありますように、農地においては施肥対策が重要であることから、肥料、有機質資材の適正施用を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図ることとしております。 農薬については、農薬取締法に基づき、登録されたものが販売されております。 また、「愛知県環境保全型農業推進基本方針」において農薬使用量の削減の推進を図るとともに、使用基準に基づき、適正に使用するよう指導しております。

2	削減目標量達成のための方途	現在ある干潟をなくさない方法をとる。	この計画では、(5)その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項にありますように、生態系に配慮し、砂浜、干潟・浅場の造成、藻場及び干潟の保全等を盛り込んだ事業を推進することとしております。
3	削減目標量達成のための方途	人工的に作る河川等は本当に必要かよく検討し、公費の無駄使いにならないようにする。	この計画では、伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減に資するものとして、多自然川づくりの推進を掲げており、実施にあたっては、適切な河川整備を進めていくこととしています。 なお、多自然川づくりは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境などを保全・創出するもので、すべての川づくりの基本となるものです。

(2) 総量規制基準関係

番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	化学的酸素要求量	209(ウ)繊維工業を主として処理する公共下水道のCco値について 流入水質の変動が大きく、難分解性CODが多く含まれている。平成22年度にC値20の対応等課題が山積しており、C値が強化されれば、高度処理の前倒しが必要となり大きな影響がある。CODの削減率を10.6%としていることから現状の50から5引き下げた45が適当である。	当該業種区分の中間とりまとめのC値40は、最大負荷排出時の濃度も勘案して設定したものです。 既設事業場に対する6次C値の適用は平成21年4月を予定しておりますが、これまでに平成22年度のC値20に向け、平成16年度以降18年度にかけて水質は大幅に改善されております。引き続き、排水処理施設の活性汚泥の適正な管理などの維持管理を徹底することで総量規制基準の遵守は可能と考えております。